

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、町及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

南知多町地域防災計画－風水害等災害対策計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南知多町防災会議が南知多町の地域に係る防災計画として作成する「南知多町地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、町は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) 町民の生命、身体及び財産を守るため、町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が講じるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) 南知多町防災会議は、常に南知多町地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、及び発生し得る災害を想定して、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害

- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) 放射性物質災害
- (10) 原子力災害
- (11) その他の特殊災害

※高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条の3に基づき指定された浸水想定区域を参考とする。

第5節 本町における既往の風水害とその被害

町内に被害のあった災害のうち主なものは、風水害では昭和28年の台風第13号、昭和34年の伊勢湾台風及び昭和49年の集中豪雨等である。これら大災害のうち被害の記録が判明しているものは次のとおりである。

(1) 風水害

年月日	種別 (名称)	最低気圧 mb	最大風速 m/s	総雨量 mm	被害の概要
昭28. 9. 25	暴風雨高潮 (台風第13号)	957.1	30.0	178.1	死者 1人 家屋流出全壊 216戸 " 半壊 308戸 床上浸水 1,290戸 床下浸水 1,641戸
昭34. 9. 26	" (伊勢湾台風)	964.9	45.4		死者 5人 家屋流出全壊 295戸 " 半壊 1,157戸 床上浸水 1,198戸 床下浸水 1,053戸
昭49. 6. 5	集中豪雨			375.7	家屋浸水 床上 253戸 床下 503戸
昭49. 7. 7	"			285.0	家屋浸水 床上 457戸 床下 559戸
昭51. 9. 11	" (台風第17号)			585.0	家屋浸水 床上 168戸 床下 337戸
平3. 9. 19	" (台風第18号)			330.0	家屋浸水 床上 19戸 床下 93戸
平10. 9. 22	暴風雨高潮 (台風第7号)		40.2		建物、工作物、船舶被害 長時間の停電
平11. 6. 30	集中豪雨			300.0	家屋浸水 (内海地区のみ) 床上 10戸 床下 71戸
平21. 10. 7 ~ 8	暴風雨高潮 (台風第18号)		37.9	170.5	長時間の停電

平24. 9. 30	〃 (台風第17号)		24.0	105.5	家屋浸水 床上 8戸 床下 51戸
------------	---------------	--	------	-------	-------------------------

(2) 竜巻被害

年月日	発生時間	発生場所	被害の概要
平12. 9. 11	18時02分	山海（神戸、西村）地区	台風14号と秋雨前線による大雨の中で発生 半壊 住家 4戸 一部破損 住家 24戸 〃 非住家 6棟
平14. 10. 6	22時30分	山海（松原、西村）地区	低気圧の通過中で大気が不安定の中で発生 全壊 非住家 3棟 〃 その他 1棟（ビニールハウス） 半壊 非住家 1棟 一部損壊 非住家 2棟 〃 住家 25戸（26棟）

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、地域内の公共的団体及び町民の協力を得て防災活動を実施する。

2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内容
町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報を行う。 (4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下、「避難情報」という。)を、警戒レベルを付して発令する。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害廃棄物等に関する応急措置を行う。 (7) 災害時の清掃及び防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (8) 水防活動及び消防活動を行う。 (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (13) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (17) 洪水予報、水防警報等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

	<p>【原子力災害対策関係】</p> <p>(18) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。</p> <p>(19) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。</p> <p>(20) 放射線測定器等資機材の整備を行う。</p> <p>(21) 原子力災害時における屋内退避、避難の指示を行う。</p> <p>(22) 原子力災害時における健康被害防止に係る整備を行う。</p> <p>(23) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。</p> <p>(24) 原子力災害時における飲料水・食品等の摂取制限等を行う。</p> <p>(25) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。</p> <p>(26) 各種制限措置の解除を行う。</p> <p>(27) 心身の健康相談体制の整備を行う。</p>
南知多町消防団	<p>(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報の伝達及び避難誘導を行う。</p> <p>(2) 火災の予防及び警戒活動を行う。</p> <p>(3) 消防活動及び浸水対策活動を行う。</p> <p>(4) 被災者の救助を行う。</p>
知多南部消防組合	知多南部消防組合地震災害対策要綱に定める業務を行う。
知多南部衛生組合	<p>(1) 災害廃棄物等の処理について協力する。</p> <p>(2) 避難所等からのごみ・し尿の処理について協力する。</p> <p>(3) 死亡者の火葬について協力する。</p>
知多南部広域環境組合	<p>(1) 災害廃棄物等の処理について協力する。</p> <p>(2) 避難所等からのごみの処理について協力する。</p>

2 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
区	町が行う被害調査、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の災害応急対策及びその後の災害復旧について協力する。
知多郡医師会	<p>(1) 救護班の編成、医療及び助産活動を行う。</p> <p>(2) 町が行う防疫その他保健衛生活動に協力する。</p>
産業経済団体	漁業協同組合、あいち知多農業協同組合、商工会等は、被害調査の実施、対策指導並びに必要な資機材・物資の調達及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	南知多町社会福祉協議会等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
--------------	---

3 県（参考）

機関名	内容
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (3) 災害広報を行う。 (4) 避難情報の発令を代行することができる。 (5) 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び町の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良、防災対策及び災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給、調達又はあっせんを行う。 (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (22) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
県警察 (半田警察署)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。

	<ul style="list-style-type: none">(6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。(7) 人命救助を行う。(8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。(9) 災害時における交通秩序の保持を行う。(10) 警察広報を行う。(11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。(12) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。(13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。(14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。(15) 一般社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。
--	---